

芦屋市共に暮らすまち条例の改正について

1. 条例改正の経緯

令和6年4月より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)が施行され、事業者の合理的配慮の提供が義務化される。

それにともない、芦屋市共に暮らすまち条例の改正が必要となる。

2. 障害者差別解消法の改正の経緯

障害者差別解消法附則第7条において、法の施行(平成28年4月)から3年を経過した場合に、事業者による合理的配慮のあり方やその他の施行状況について、必要な見直しを行う旨が規定されている。

規定に則り、障害者基本計画の実施状況について監視等を行う障害者政策委員会により見直しの検討が行われ、令和2年に意見書が取りまとめられ、その内容を受けて法改正を行った。

3. 障害者差別解消法の改正の概要

① 国と地方公共団体の連携協力の責務の追加

障がい を理由とする差別の解消を推進するための施策が効率的かつ効果的に実施できるように、国と地方公共団体で適切な役割分担を行い、相互に連携しながら協力することを明記。

② 事業者が社会的障壁を取り除くために行う合理的配慮の提供の義務化

事業者の合理的配慮の提供は努力義務であったが義務とするよう改正。

③ 障がい を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

国と地方公共団体が障がい を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し確保する旨を明記。

表1 障害者差別解消法の改正箇所

改正後(令和6年4月～)	改正前
(国及び地方公共団体の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。	(国及び地方公共団体の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
<u>2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</u>	

改正後(令和6年4月～)	改正前
<p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を<u>しなければならない</u>。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を<u>するように努めなければならない</u>。</p>
<p>(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)</p> <p>第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう<u>人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする</u>。</p>	<p>(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)</p> <p>第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする</p>

4. 条例改正案

改正案は下表のとおり。

表2 芦屋市共に暮らすまち条例の改正案

改正後(案)	改正前
<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、差別の解消に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的配慮を提供し<u>なければならない</u>。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、差別の解消に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的配慮の提供に<u>努めるものとする</u>。</p>